

令和5年2月16日
協議員全員協議会資料部
健康福祉部

令和5年2月10日

国民健康保険運営協議会資料

(令和4年度第2回資料)

熊取町健康福祉部保険年金課

目 次

報告事項 1

- 令和5年度国保「市町村標準保険料率」等について . . . 1 ページ
 - ・資料1 令和5年度市町村標準保険料率について . . . 3 ページ
 - ・資料2 その他（スケジュール等） . . . 9 ページ

報告事項 2

- 令和5年度賦課限度額等について . . . 15 ページ
 - ・資料3

報告事項 3

- 出産育児一時金の引上げについて . . . 19 ページ
 - ・資料4

報告事項 1

令和5年度国保「市町村標準保険料率」 等について

資料1 令和5年度市町村標準保険料率について

資料2 その他（スケジュール等）

令和5年度市町村標準保険料率について

1. 保険料率について

(1) 令和5年度大阪府市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）について（料率の比較）

		所得割【伸び率】	均等割【伸び率】	平等割【伸び率】	賦課限度額
医療分	令和5年度市町村標準保険料率	9.18%	33,730 円	33,698 円	65 万円
	令和4年度市町村標準保険料率	8.71%	31,854 円	32,105 円 【※本町独自激変緩和後 ⇒28,895 円】	63 万円
	増 減	↑0.47ポイント 【5.40%】	↑ 1,876 円 【5.89%】	↑ 1,593 円 【4.96%】	+2 万円
				【本町激変緩和後との比較】 ↑ 4,803 円 【16.62%】	
後期支援分	令和5年度市町村標準保険料率	2.97%	10,584 円	10,574 円	20 万円
	令和4年度市町村標準保険料率	2.66%	9,426 円	9,500 円	19 万円
	増 減	↑0.31ポイント 【11.65%】	↑ 1,158 円 【12.29%】	↑ 1,074 円 【11.31%】	+1 万円
介護分	令和5年度市町村標準保険料率	2.61%	19,552 円	0 円	17 万円
	令和4年度市町村標準保険料率	2.48%	18,306 円	0 円	17 万円
	増 減	↑0.13ポイント 【5.24%】	↑ 1,246 円 【6.81%】	±0 円	±0 万円

※平成30年度から国保財政運営の都道府県単位化に伴い、大阪府では府内全ての市町村において同じ保険料率を適用することとなったが、6年間の猶予期間が設けられている（H30～R5）。

そのため、本町では条例上、大阪府市町村標準料保険料率を適用することを基本としているが、平成30年度以降も継続的に決算剰余金等を活用して独自の激変緩和策を講じており、令和4年度は医療分の平等割（32,105円）を約10%引き下げ、28,895円に引き下げている。

(2) 算定の前提

- 令和5年度市町村標準保険料率は、国から示された確定係数に基づき、大阪府が算出した保険料率です。

(3) 令和5年度の主な算定条件

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
 - 医療分・後期分：3方式 ⇒所得割、応益割（均等割6：平等割4）
 - 介護分：2方式 ⇒所得割、応益割（均等割）

(4) 令和5年度算定における主な変動要因（概要）

- 算定上の推計被保険者数 約 169.7 万人（▲9.1 万人）（令和4年度 約 178.8 万人）
※団塊世代の後期高齢者医療制度への移行を踏まえた推計
- 算定上の一人あたり費用額の増減要因（増減ともに影響額の大きい3項目を抜粋）

【増要因】

保険給付費の増（約 18,500 円）、後期高齢者支援金の増（約 8,700 円）
 介護納付金の増（約 3,300 円）

【減要因】

前期高齢者交付金の増（約 6,100 円）、療養給付費等負担金の増（約 3,300 円）
 後期高齢者支援金国庫負担金の増（約 2,800 円）

【本算定における保険料抑制のための財源確保（大阪府）】

- 都道府県の保険者努力支援制度交付額を活用（約 2.3 億円）
- 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）獲得による調整財源活用（約 12.2 億円）
- 都道府県繰入金（経過措置振替分）の活用（1.0 億円）
- 都道府県繰入金（2号振替分）の活用（約 1.8 億円）
- 特例基金（財政基盤強化分）の活用（6 億円）

《参考》 保険給付費（大阪府全体）の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (本算定値)	令和5年度 (本算定値)
一人あたり保険給付費	330,463 円	323,450 円	344,592 円	346,956 円	365,453 円
対前年度増減額	+10,929 円	▲7,013 円	+21,142 円	+2,364 円	+18,496 円
対前年度増減率	+約 3.4%	▲約 2.1%	+約 6.5%	+約 0.7%	+約 5.3%

○令和5年度の一人あたり保険給付費（本算定値）は、令和2年度のコロナ禍の診療控えからの回復・反動傾向による診療費の伸びから推測した場合、令和4年度本算定値（予測値）を上回る状況であり、令和5年度も引き続き増加傾向を辿るものとして推計された結果となっており、保険料率増加の最も大きな要因となっています。

(5) 一人あたり保険料の比較（事業費納付金額（保険料収納必要額）を被保険者数で割り戻した理論値）

	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	差額 (A-B)	伸び率 ((A-B) / B)
府内全体・平均	162,417 円	147,786 円	14,631 円	9.90%
熊取町	165,452 円	152,776 円	12,676 円	8.30%

・・・【出典】 令和5年1月6日開催：令和4年度第3回大阪府市町村国民健康保険主管課長会議資料・・・

……保険料額が増加
 ……増加率上位3区分
 ……保険料額が減少

条件：R5軽減判定基準使用
 2人世帯150万円、3人世帯200万円のケースではR5の条件2：〇〇万円以下とあるのは〇〇万円で算定
 条件では2割軽減世帯に該当（R4は非該当）

	1人世帯										2人世帯																	
	R2		R3		R4		R5標準保険料額（本係数） 対R4			令和4年		令和3年		R2		R3		R4		R5標準保険料額（本係数） 対R4			令和4年		令和3年			
	保険料額	軽減割合	保険料額	軽減割合	保険料額	軽減割合	軽減割合	増減額	増減率	世帯数	割合	世帯数	割合	保険料額	軽減割合	保険料額	軽減割合	保険料額	軽減割合	軽減割合	増減額	増減率	世帯数	割合	世帯数	割合		
所得無	23,481	7割	23,481	7割	23,902	7割	26,575	7割	2,673	11.2%	1,619	25.0%	1,734	26.3%	35,894	7割	35,517	7割	36,286	7割	39,869	7割	3,583	9.9%	194	3.0%	191	2.9%
50万円以下	59,095	5割	47,081	5割	47,796	5割	52,798	5割	5,002	10.5%	547	8.5%	521	7.9%	79,782	5割	67,140	5割	68,436	5割	74,955	5割	6,519	9.5%	168	2.6%	192	2.9%
100万円以下	156,934		142,968		144,484		157,841		13,357	9.2%	423	6.5%	434	6.6%	174,376	2割	123,890	5割	125,286	5割	135,705	5割	10,419	8.3%	270	4.2%	322	4.9%
150万円以下	215,634		199,718		201,334		218,591		17,257	8.6%	400	6.2%	376	5.7%	257,007		239,836		242,614		236,324	2割	-6,290	-2.6%	388	6.0%	420	6.4%
200万円以下	274,334		256,468		258,184		279,341		21,157	8.2%	237	3.7%	207	3.1%	315,707		296,586		299,464		323,655		24,191	8.1%	340	5.3%	310	4.7%
250万円以下	333,034		313,218		315,034		340,091		25,057	8.0%	141	2.2%	125	1.9%	374,407		353,336		356,314		384,405		28,091	7.9%	225	3.5%	229	3.5%
300万円以下	391,734		369,968		371,884		400,841		28,957	7.8%	88	1.4%	68	1.0%	433,107		410,086		413,164		445,155		31,991	7.7%	153	2.4%	127	1.9%
400万円以下	509,134		483,468		485,584		522,341		36,757	7.6%	65	1.0%	61	0.9%	550,507		523,586		526,864		566,655		39,791	7.6%	146	2.3%	147	2.2%
500万円以下	626,534		596,968		599,284		643,841		44,557	7.4%	27	0.4%	25	0.4%	667,907		637,086		640,564		688,155		47,591	7.4%	54	0.8%	56	0.8%
600万円以下	743,934		710,468		712,984		765,341		52,357	7.3%	13	0.2%	8	0.1%	785,307		750,586		754,264		809,655		55,391	7.3%	22	0.3%	22	0.3%
700万円以下	800,000		815,271		820,000		850,000		30,000	3.7%	6	0.1%	4	0.1%	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	15	0.2%	15	0.2%
800万円未満	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	2	0.0%	4	0.1%	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	10	0.2%	7	0.1%
800万円以上	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	12	0.2%	8	0.1%	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	33	0.5%	36	0.5%
									未申告		75	1.2%	91	1.4%									未申告		14	0.2%	18	0.3%
									合計		3,655	56.5%	3,666	55.6%									合計		2,032	31.4%	2,092	31.7%

……保険料額が増加
 ……増加率上位3区分
 ……保険料額が減少

	3人世帯										4人世帯																	
	R2 保険料額		R3 保険料額		R4 保険料額		R5標準保険料額（本係数） 対R4			令和4年		令和3年		R2 保険料額		R3 保険料額		R4 保険料額		R5標準保険料額（本係数） 対R4			令和4年		令和3年			
	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	増減額	増減率	世帯数	割合	世帯数	割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	増減額	増減率	世帯数	割合	世帯数	割合		
所得無	48,305	7割	47,552	7割	48,670	7割	53,163	7割	4,493	9.2%	41	0.6%	54	0.8%	60,718	7割	59,588	7割	61,054	7割	66,458	7割	5,404	8.9%	14	0.2%	10	0.2%
50万円以下	100,468	5割	87,199	5割	89,076	5割	97,112	5割	8,036	9.0%	57	0.9%	56	0.8%	121,155	5割	107,258	5割	109,716	5割	119,269	5割	9,553	8.7%	27	0.4%	29	0.4%
100万円以下	159,168	5割	143,949	5割	145,926	5割	157,862	5割	11,936	8.2%	49	0.8%	60	0.9%	179,855	5割	164,008	5割	166,566	5割	180,019	5割	13,453	8.1%	23	0.4%	24	0.4%
150万円以下	266,175	2割	248,251	2割	251,447	2割	271,775	2割	20,328	8.1%	60	0.9%	64	1.0%	299,273	2割	220,758	2割	223,416	5割	240,769	5割	17,353	7.8%	19	0.3%	28	0.4%
200万円以下	357,080		336,704		340,744		332,525	2割	-8,219	-2.4%	56	0.9%	70	1.1%	357,973	2割	337,096	2割	341,321	2割	367,977	2割	26,656	7.8%	18	0.3%	27	0.4%
250万円以下	415,780		393,454		397,594		428,719		31,125	7.8%	42	0.6%	55	0.8%	457,153		393,846		398,171	2割	428,727	2割	30,556	7.7%	24	0.4%	19	0.3%
300万円以下	474,480		450,204		454,444		489,469		35,025	7.7%	37	0.6%	32	0.5%	515,853		490,322		495,724		533,783		38,059	7.7%	20	0.3%	16	0.2%
400万円以下	591,880		563,704		568,144		610,969		42,825	7.5%	59	0.9%	48	0.7%	633,253		603,822		609,424		655,283		45,859	7.5%	19	0.3%	25	0.4%
500万円以下	709,280		677,204		681,844		732,469		50,625	7.4%	26	0.4%	19	0.3%	750,653		717,322		723,124		776,783		53,659	7.4%	17	0.3%	17	0.3%
600万円以下	800,000		790,351		795,544		846,214		50,670	6.4%	13	0.2%	12	0.2%	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	8	0.1%	7	0.1%
700万円以下	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	9	0.1%	11	0.2%	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	3	0.0%	3	0.0%
800万円未満	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	5	0.1%	2	0.0%	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	1	0.0%	3	0.0%
800万円以上	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	12	0.2%	21	0.3%	800,000		820,000		820,000		850,000		30,000	3.7%	8	0.1%	8	0.1%
							未申告		11	0.2%	8	0.1%									未申告		3	0.0%	3	0.0%		
							合計		477	7.4%	512	7.8%									合計		204	3.2%	219	3.3%		

2. 保険料率の近隣市町比較について

※各市町における保険料率は、聴き取りによる未確定情報のため市町名は非公表としている。

(1) 令和5年度近隣市町（岸和田市以南の5市3町）の保険料率（予定）

	大阪府	A	B	C	D	E	F	G	熊取町
保険料率	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	独自 保険料率 (予定)	独自 保険料率 (予定)

(2) 参考 「令和4年度近隣市町モデルケース保険料」

	大阪府	A	B	C	D	E	F	G	熊取町
モデルケース ①	24,865円	24,865円	24,865円	24,865円	24,865円	24,865円	24,865円	23,796円	23,902円
順位	—	1位	1位	1位	1位	1位	1位	8位	7位
モデルケース ②	138,261円	138,261円	138,261円	138,261円	138,261円	138,261円	138,261円	123,962円	136,656円
順位	—	1位	1位	1位	1位	1位	1位	8位	7位
モデルケース ③	449,972円	449,972円	449,972円	449,972円	449,972円	449,972円	449,972円	402,383円	446,762円
順位	—	1位	1位	1位	1位	1位	1位	8位	7位
—	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	独自 (減額)	独自 (減額)

モデルケース①・・・1人世帯（65歳以上 年金収入 150万円）

モデルケース②・・・2人世帯

夫	65歳以上	年金収入	220万円
妻	65歳以上	年金収入	70万円

モデルケース③・・・3人世帯

夫	45歳	事業所得	200万円
妻	43歳	給与収入	120万円
子	20歳	学生	収入なし

その他

- ・ スケジュール
- ・ 国民健康保険事業特別会計当初予算の推移
 - ・ 被保険者数の推移及び推計

令和5年度 熊取町国民健康保険料率の決定までの スケジュール

令和5年

- 1月 6日 大阪府市町村標準保険料率決定
- 2月10日 令和4年度第2回国民健康保険運営協議会開催
・令和5年度大阪府市町村標準保険料率及び令和5年度制度改正等の報告
- 5月中旬 令和5年度第1回国民健康保険運営協議会開催
・令和5年度熊取町保険料率（案）諮問、答申
- 5月下旬 令和5年度熊取町保険料率告示・保険料の算定
- 6月中旬 国保世帯に令和5年度国民健康保険料決定通知
発送

国民健康保険事業特別会計当初予算額の推移

(歳入)

(単位:千円・%)

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度(案)		
	科目	予算額	前年度対比	予算額	前年度対比	予算額	前年度対比	予算額	前年度対比	予算額	前年度対比
国民健康保険料	1,118,267	5.4	1,060,688	△ 5.1	1,041,749	△ 1.8	1,006,520	△ 3.4	1,033,967	2.7	21.2
一部負担金	100	0.0	50	△ 50	50	0.0	50	0.0	50	0.0	0.0
使用料及び手数料	173	△ 16.4	174	0.6	176	1.1	156	△ 11.4	146	△ 6.4	0.0
国庫支出金	-	-	3,597	皆増	0	皆減	-	-	145	皆増	-
府支出金	4,022,160	9.0	3,690,864	△ 8.2	3,702,601	0.3	3,600,877	△ 2.7	3,439,324	△ 4.5	70.4
財産収入	29	皆増	14	△ 51.7	28	100.0	74	164.3	108	45.9	0.0
繰入金	388,917	0.6	406,674	4.6	393,900	△ 3.1	395,305	0.4	405,812	2.7	8.3
諸収入	4,518	0.6	6,336	40.2	4,481	△ 29.3	4,385	△ 2.1	4,397	0.3	0.1
歳入合計	5,534,164	7.6	5,168,397	△ 6.6	5,142,985	△ 0.5	5,007,367	△ 2.6	4,883,949	△ 2.5	100.0

(歳出)

(単位:千円・%)

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度(案)		
	科目	予算額	前年度対比	予算額	前年度対比	予算額	前年度対比	予算額	前年度対比	予算額	前年度対比
総務費	79,694	11.2	88,340	10.8	76,441	△ 13.5	77,995	2.0	80,453	3.2	1.7
保険給付費	3,911,493	10.5	3,585,806	△ 8.3	3,577,947	△ 0.2	3,476,634	△ 2.8	3,336,425	△ 4.0	68.3
国民健康保険事業費納付金	1,419,801	4.2	1,371,726	△ 3.4	1,371,086	0.0	1,332,838	△ 2.8	1,359,382	2.0	27.8
保健事業費	69,836	7.8	67,371	△ 3.5	67,343	0.0	68,655	1.9	72,441	5.5	1.5
基金積立金	0	0.0	14	皆増	28	100.0	74	164.3	108	45.9	0.0
諸支出金	3,340	△ 93.7	5,140	53.9	5,140	0.0	6,171	20.1	5,140	△ 16.7	0.1
予備費	50,000	0.0	50,000	0.0	45,000	△ 10.0	45,000	0.0	30,000	△ 33.3	0.6
歳出合計	5,534,164	7.6	5,168,397	△ 6.6	5,142,985	△ 0.5	5,007,367	△ 2.6	4,883,949	△ 2.5	100.0

【参考】

国民健康保険財政調整基金の状況 (単位:円)

令和3年度末現在高	144,841,312
-----------	-------------

被保険者数の推移及び推計

(1) 一般および退職被保険者数

(単位:人・%)

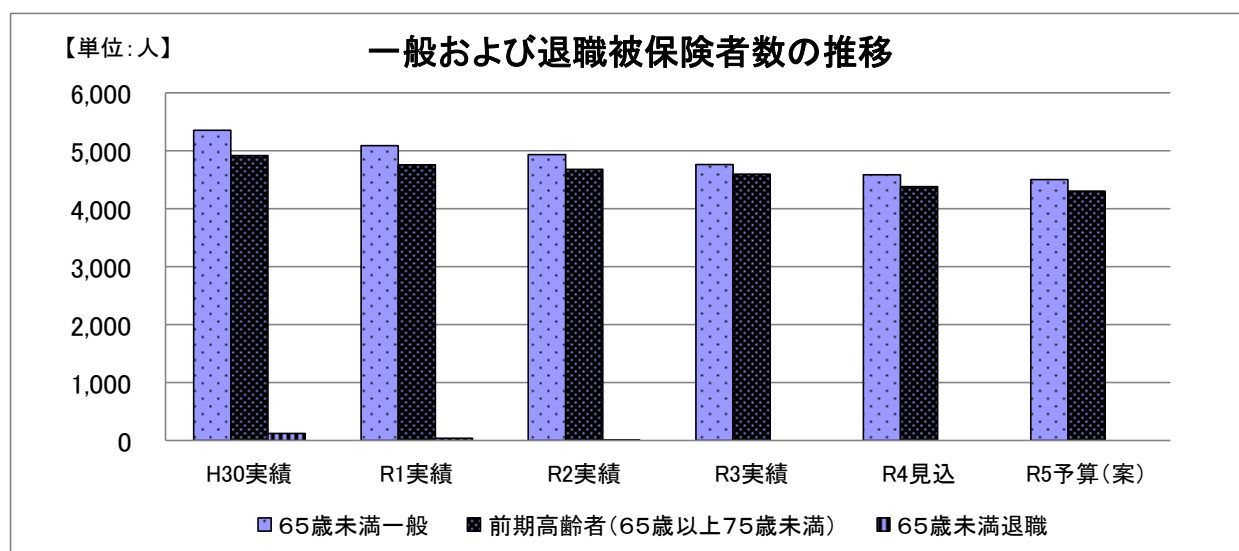
		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込	令和5年度 予算(案)	
一般被保険者	65歳未満	被保険者数	5,353	5,089	4,933	4,764	4,502	
		前年度比	△ 3.3	△ 4.9	△ 3.1	△ 3.4	△ 3.8	△ 1.7
		増減数	△ 185	△ 264	△ 156	△ 169	△ 182	△ 80
	前期高齢者 (65歳以上 75歳未満)	被保険者数	4,912	4,757	4,676	4,595	4,379	4,302
		前年度比	△ 1.5	△ 3.2	△ 1.7	△ 1.7	△ 4.7	△ 1.8
		増減数	△ 74	△ 155	△ 81	△ 81	△ 216	△ 77
	小計	被保険者数	10,265	9,846	9,609	9,359	8,961	8,804
		前年度比	△ 2.5	△ 4.1	△ 2.4	△ 2.6	△ 4.3	△ 1.8
		増減数	△ 259	△ 419	△ 237	△ 250	△ 398	△ 157
退職被保険者	被保険者数	43	4	0	0	0	0	
	前年度比	△ 64.2	△ 90.7	皆減	-	-	-	
	増減数	△ 77	△ 39	△ 4	-	-	-	
合計	被保険者数	10,308	9,850	9,609	9,359	8,961	8,804	
	前年度比	△ 3.2	△ 4.4	△ 2.4	△ 2.6	△ 4.3	△ 1.8	
	増減数	△ 336	△ 458	△ 241	△ 250	△ 398	△ 157	

(2) 介護保険第2号被保険者数

(単位:人・%)

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込	令和5年度 予算(案)
被保険者数	2,951	2,801	2,748	2,689	2,592	2,518
前年度比	△ 4.6	△ 5.1	△ 1.9	△ 2.1	△ 3.6	△ 2.9
増減数	△ 143	△ 150	△ 53	△ 59	△ 97	△ 74

※被保険者数については、厚生労働省への事業年報の報告内容や医療費の大部分を占める療養給付費の対象月に合わせ、本表は3月から2月までの平均値で掲載しています。



国民健康保険財政の予算決算状況の用語説明

〔収入に関するもの〕

○保険料

国民健康保険の被保険者である世帯主が市町村に納付する保険料をいう。（保険料は国保の運営主体となる都道府県に納付する国民健康保険事業費納付金に充てられる。）

○府支出金

府（都道府県）が財政運営の責任主体となり市町村に対し、保険給付費等に必要な費用を全額、市町村に対して支払う普通交付金及び特別交付金等をいう。

○一般会計繰入金（法定分）

低所得者に対する保険料の負担軽減等のために、法令に基づき市町村が一般会計から国民健康保険特別会計に繰入れを行っている繰入金をいう。

〔支出に関するもの〕

○総務費

国民健康保険事業の運営費に必要な一般的な事務経費をいう。

○保険給付費

被保険者が保険医療機関で診療を受けた際などに支払う一部自己負担金（3割等）を除いた費用を、保険者が給付（保険医療機関に支払う）するものなどをいう。

○国民健康保険事業納付金（平成30年度新設）

市町村が支払う保険給付費の全額を、都道府県が市町村に交付（保険給付費等交付金）するための財源として、都道府県が市町村から徴収するもの。

○保健事業費

市町村が被保険者の健康の増進等のために行う保健事業（健康教育・健康相談・健康診査等）に要する費用をいう。

〔その他〕

○国民健康保険財政調整基金

国保事業における療養給付費の増加や緊急やむを得ない財政需要に充てるために市町村が条例により設置。

国保の都道府県化に伴い、収納率の向上等により市町村の国民健康保険特別会計に余剰が発生した場合に限り、積み立てることができるものとし、一般会計繰入による積立は認められていない。また、繰出しできる要件は以下の場合に限られている。

- （ア）収納不足の場合の事業費納付金への充当
- （イ）府財政安定化基金（借入）への償還
- （ウ）過去の累積赤字の解消
- （エ）市町村が独自に実施する保健事業等
- （オ）市町村が独自に実施する保険料の激変緩和措置（※激変緩和措置期間中（～R5）に限る。）
- （カ）府内統一基準を上回る保険料・一部負担金減免（※ " ）

報告事項 2

令和5年度賦課限度額等について

1. 府内統一基準にかかる制度改正について
2. 税制改正に伴う制度改正について

1. 府内統一基準にかかる制度改正について

(1) 保険料の賦課限度額の見直しについて

①保険料賦課限度額とは

医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとされている。

②賦課限度額の現状

平成29年度までの国民健康保険料の賦課限度額は、国基準を上限としつつ、限度額を引き上げる場合は運営協議会に諮問し答申を受けたうえで町独自の保険料賦課限度額を決定し、条例を改正してきたが、平成30年度の都道府県化に伴い賦課限度額は、府下統一の標準保険料率決定時（賦課前年度の1月）に適用されている国基準の賦課限度額を採用することとなっている。（令和5年度適用の限度額は令和4年度国基準となる。）

③令和5年度賦課限度額

	町限度額（大阪府統一基準額）	国基準（R5年度）
基礎賦課額（医療分）	65万円（対前年度+2万円）	65万円
後期高齢者支援金等賦課額	20万円（対前年度+1万円）	22万円
介護納付金賦課額	17万円（増減なし）	17万円
合計額	102万円（対前年度+3万円）	104万円

※R4国基準額を適用

【過去3年の賦課限度額】

	賦 課 限 度 額								
	医 療 分			支 援 分			介 護 分		
	町限度額 (府統一)	国基準額	差額	町限度額 (府統一)	国基準額	差額	町限度額 (府統一)	国基準額	差額
令和元年度 (平成31年度)	58万円	61万円	3万円	19万円	19万円	—	16万円↓	16万円	—
令和2年度	61万円	63万円	2万円	↓	↓	—	↓	17万円	1万円
令和3年度	63万円	↓	—	↓	↓	—	17万円	↓	—
令和4年度	↓	65万円	2万円	↓	20万円	1万円	↓	↓	—
令和5年度	65万円			20万円			17万円		

④賦課限度額引き上げに伴う影響

賦課限度額引き上げに伴う影響については、すでに限度額超過となっている世帯の保険料はさらに増額となるが、それ以外の所得割が賦課される世帯については大阪府内全体では負担抑制方向への影響が生じる。また、所得割が賦課されない世帯については影響が生じない。

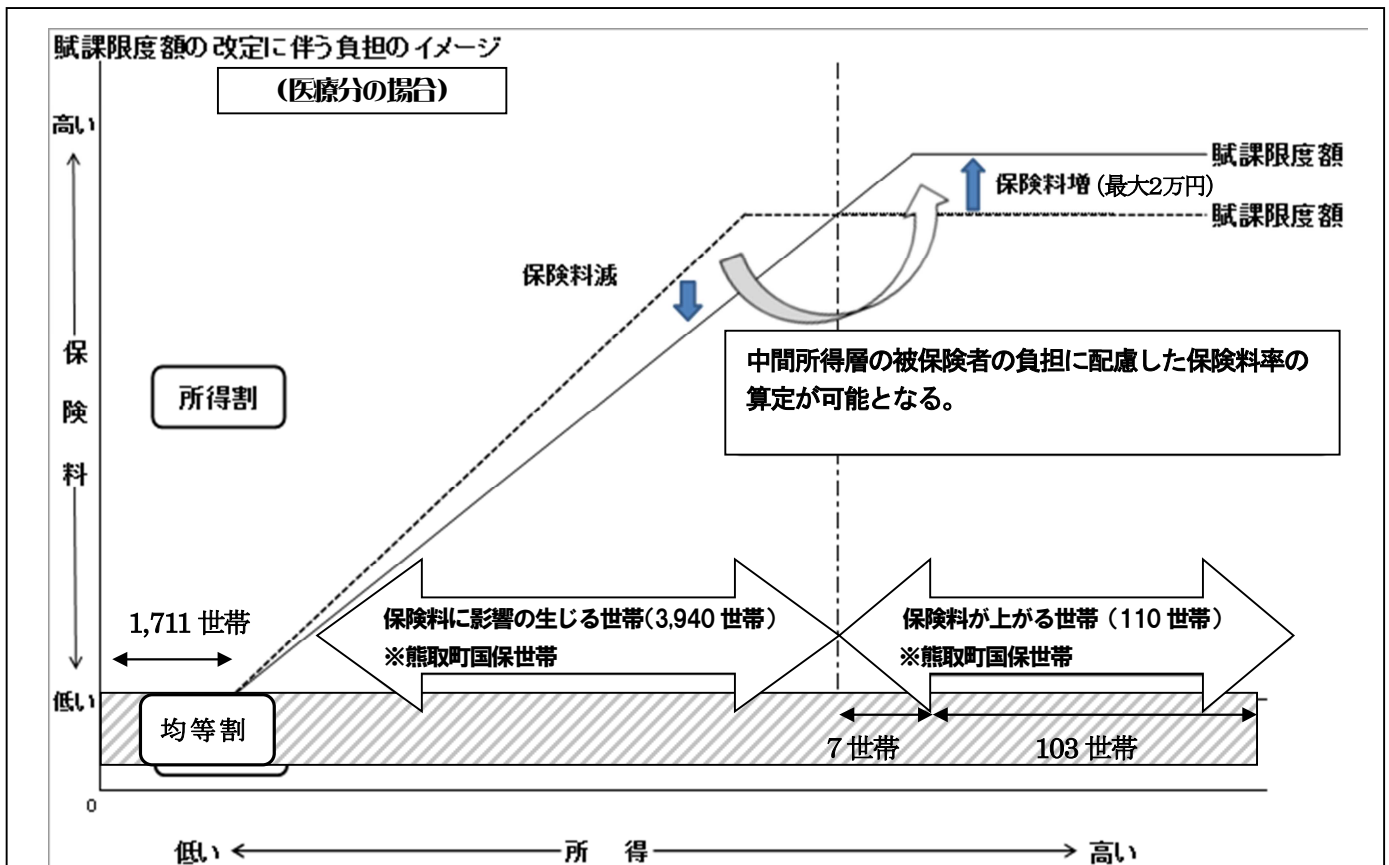
具体的な世帯数は次のとおりである。

【熊取町の世帯の内訳：影響別】

(世帯数については 令和5年1月24日現在)

賦課区分	全世帯数	引上げ前の限度額 (R5) 超過世帯 (限度額引き上げで保険料が増える)		限度額超過世帯を除く 所得割賦課世帯 (影響のある世帯)	所得割が賦課されない世帯
		保険料は増えるが、引上げ後の限度額 (R5) は超えない世帯 ・医療分2万円未満 ・支援分1万円未満	引上げ後の限度額 (R5) を超過する世帯		
医療分	5,761世帯	7世帯	103世帯	3,940世帯	1,711世帯
支援分	5,761世帯	10世帯	103世帯	3,937世帯	1,711世帯
介護分(※)	2,226世帯	—	48世帯	1,416世帯	762世帯

※介護分はR5に限度額の引上げがないため参考値として掲載



⑤近隣市町比較

	大阪府	A	B	C	D	E	F	G	熊取町
賦課限度額合計	102万円	102万円	102万円	102万円	102万円	102万円	102万円	102万円	102万円

2. 税制改正に伴う制度改正について

(1) 保険基盤安定制度（保険料法定軽減判定基準額）の見直しについて

国民健康保険では、低所得世帯に対する負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者の総所得金額等が一定額以下の場合に、保険料のうち応益割（均等割及び平等割）を7割、5割又は2割軽減する措置を講じている。

なお、保険料軽減額の4分の3を都道府県、4分の1を市町村が負担する仕組みとなっており、一般会計からの法定繰入（保険基盤安定分）で賄われる。

このたび、経済動向等を踏まえ、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）が改正され、令和5年度分保険料から以下のとおり適用される。

(2) 改正の内容

- ① 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を28.5万円から29万円に改正
- ② 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を52万円から53.5万円に改正

均等割 ・ 平等割	改正後の所得基準 (令和5年度保険料より適用)	改正前の所得基準
7割軽減	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円】 以下 ※変更なし	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円】 以下
5割軽減	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円） ＋（29万円×被保険者数）】 以下	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円） ＋（28.5万円×被保険者数）】 以下
2割軽減	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円） ＋（53.5万円×被保険者数）】 以下	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円） ＋（52万円×被保険者数）】 以下

本改正に伴い、軽減対象世帯の所得上限が拡大する。

③本町への影響額等（軽減対象者数）

5割軽減 【1,642人←1,621人】 21人増

2割軽減 【1,546人←1,567人】 21人減

基盤安定負担額（軽減分）の軽減判定所得変更影響額（令和5年1月時点ベース）

	改正後	改正前	差引
医療	136,920,650	136,618,097	302,553
支援	42,147,622	42,054,747	92,875
介護	15,763,058	15,752,074	10,984
合計	194,831,330	194,424,918	406,412

(単位：円)

報告事項 3

出産育児一時金の引上げについて

出産育児一時金の引上げについて

1. 概要

社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、『出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき』とされたことを踏まえ、本町におきましても、これに準じ対応する方向で準備を進めています。

※令和4年度の出産費用の推計額=48.0万円（厚生労働省資料より）

2. 見直される内容

	出産育児一時金 ※国保条例で規定	産科医療補償制度掛金加算額 ※国保規則で規定	支給総額
現 行	40万8千円	1万2千円	42万円
見直し後 (予定)	48万8千円 (+8万円)	1万2千円 ※変更なし	50万円 (+8万円)

*産科医療補償制度・・・分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児と家族の経済的負担を補償する制度（分娩機関が運営組織に掛金を支払うことで加入）。

3. 費用負担について

引き上げ分（8万円）に係る財源については、3分の2を一般会計からの繰入れ（地財措置あり）、保険料財源で対応する部分（3分の1）については、令和5年度に限り1件あたり5千円の臨時的国庫補助（市町村国保特会に直接交付され事業費納付金として大阪府に支払う）が受けられる予定。（令和6年度以降の財政負担について国において検討中）

4. 今後の予定

令和5年3月定例議会において関係条例の改正案及び令和5年度当初予算案を上程し、議決が得られましたら、令和5年4月1日以降の出産から適用する予定です。

5. 参考（支給実績）

【R4：28件】 420,000円×28件（R5.1.10支給決定まで）

【R3：21件】 408,000円×1件、42万円×20件

【R2：21件】 404,000円×2件、42万円×19件

※R4.1月～産科医療補償制度掛金の引き下げ（16,000円⇒12,000円）とともに、出産育児一時金が404,000円から408,000円に引き上げられた。

熊取町国民健康保険条例の抜粋

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により大阪府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)アの額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 町長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料及び葬祭費について適用し、平成29年度分までの保険料及び葬祭費については、なお、従前の例による。
- 3 平成30年度から令和5年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の保険料については、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定にかかわらず、それぞれ改正後の第10条の3、第14条の6の2、第14条の7の賦課総額に町長が別に定める額を充当した額を所得額、被保険者数、世帯数又はこれらを基準として算定した数等で除して得た額に相当する率又は額を改正後の第14条、第14条の6の5及び第14条の11の規定に基づき算定した率又は額から減じて得た率又は額とすることができる。